

第1回おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会 会議録

- 1 日時：平成30年6月22日（金）午後3時～
- 2 場所：小田原市役所 議会会議室
- 3 出席者：杉崎委員長、小野委員、加藤委員、神馬委員、露木委員、前田委員
事務局：府川課長、村田副課長、岡崎主査
- 4 資料：
 - ・次第及び委員名簿
 - ・資料1 おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について
 - ・資料2 おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会規則
 - ・資料3 指定管理者制度について
 - ・資料4 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ・資料5 おだわら市民交流センターについて
 - ・資料6 指定管理者の募集方法について
 - ・資料7 おだわら市民交流センター指定管理者募集要項（案）

5 会議内容

- 委嘱状交付
- 副市長あいさつ
- 委員紹介
- 開会
- 諮問

※「おだわら市民交流センター指定候補者の選定について」諮問を行った。

■ 議題（1）おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について

委員長：それでは、議題（1）おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料1、2に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：関係者の出席を求められることができるかとあるが、これは委員会において必要な情報が生じたときなどに、事務局で取りまとめて報告する以外に、直接外部の方に出席いただく可能性があるということか。

事務局：お見込みのとおり、資料などで対応できれば、多少時間はかかるが事務局で用意させていただくこともできるし、指定管理者等の話を聞いていただく方が良いということであれば、直接委員会に出席いただくということも可能である。

■ 議題（2）指定管理者制度について

委員長：それでは、議題（2）指定管理者制度について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料3、4に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

（発言なし）

■ 議題（3）おだわら市民交流センターの概要について

委員長：それでは、議題（3）おだわら市民交流センターについて、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料5に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：UMECOの会議室が1時間単位で利用できることは、利用者にとって大変便利な反面、利用の合間に細かく予約の空き時間が生じることにもつながってしまう。

予約のキャンセル状況はどうか。また、キャンセルにより困っていることなどはあるか。

事務局：具体的なキャンセルの状況についてはデータを持っていない。キャンセル時に還付できる利用料金の額は規則で決まっている。

利用する当日に料金を支払うことも可能であるが、現指定管理者においては、前もって利用料金を支払っていただくよう案内するなどしている。

■ 議題（４）指定管理者の募集方法について

委員 長：それでは、議題（４）指定管理者の募集方法について、事務局から説明をお願いします。
（事務局 資料６、７に基づいて説明）

委員 長：順次協議を行う。まずは募集形態及び指定期間について、何か意見や質問はあるか。

委員：全体的な話になってしまうが、今後はUMECOの入っている建物全体を見ての収支、採算を考える必要があると考えている。建物全体の一部分でしかないため分かりづらい部分であるが、財務４表へ対応できるよう、資産の状況や償却、修繕費の計上等を精査する必要がある。土地や建物の所有が定かではないが、直接的な維持管理経費だけではなく、設備の取得に伴う借入の返済等も勘案した採算を考慮する必要があるのではないかと考える。

個別の事項では、今回の選定においては、現在の指定管理期間の約３年間の実績をどのように評価するかということも問題となると考えるので、事業報告書等に添付の過去の決算書を、可能であれば次回の審査前に送付していただきたい。

指定管理料は参考金額で４８，６００千円ということで、これは直接的な維持管理経費等支出と利用料金収入の差額、言わばキャッシュの採算点であると思うが、冒頭に申し上げたように償却費や修繕の引当等も含めた採算点を考慮する必要があると考えている。例えば２０年先の大規模修繕を見込む必要もあるのではないかと。

繰り返しのようになるが、借入の償還についても、分かればご教示いただきたい。

ただ、市民活動のバックアップという公の施設としての目的から、必ずしも採算がとれるものではないとも感じている。前段で申し上げたこととバッティングしてしまうので、考え方を整理しておく必要がある。財務４表まですべて考慮しての採算をとるか、公の施設としての役割をとるか、後者であれば指定管理者制度を導入しないという選択肢もある。まとめると、財務４表への対応をどのように審査基準に反映するか、またUMECOの目的を最優先に考えることもあっていいのではないかと、見解を伺いたい。

委員 長：専門的な見地からご意見をいただいた。UMECOの入っている建物は市の所有ではないため、所有者と賃貸借契約を結んでいる。借上料の負担はあるが、償却費、修繕の引当等については、市としては見込んでおらず、考慮できないところである。

事務局：過去の決算書については、１０月の審査の前までにお渡しできるよう、指定管理者と協議し準備したい。

委員：審査当日というのは避けていただきたい。

事務局：公の施設であることに関しご質問いただいたが、本市では平成１３年に市民活動サポートセンターを市民会館の４階に開設した。その後、NPO法人への運営委託を経て指定管理者制度を導入し、市民活動の活性化について一定の成果を上げることができたと認識している。

このことから、おだわら市民交流センターの開設にあたっては、当初から指定管理者制度を導入している。

県内の同種施設においては、直営のところもあれば運営委託をしているところもあり、それぞれメリット、デメリットがあることは承知しているが、今回の選定においては、指定管理者制度を適用する方針自体は変更しないものとして考えている。

大規模修繕等の関係については、委員長からお話のあったとおり、小田原市は建物の一角を借りている形であるので、市としては直面していないという認識である。

委員 長：ただいま、事務局より説明があったとおり、過去の実績から、指定管理者制度適用の方針については変更なしとしたい、とのことである。

ほかに意見や質問はあるか。

委員：事務局としては、指定期間は５年としたいということによろしいか。

事務局：建物の維持管理を主たる目的としているわけではなく、中間支援組織として、６つの機能

に関わる事業の実施に主眼を置いていただくべきと考えるため、サービス内容に専門性があり、人材の育成や確保が必須の施設であることから、指定期間は5年とすべきと考えている。

委員：中間支援組織としての成果をどのように評価するかが問われると感じる。毎年自己評価を実施していると思うが、市民活動を盛り上げることができたか、客観的に評価するのは難しいのではないか。

委員長：本委員会では、現在の指定管理者への評価は必ずしも必要ないことから、事務局においてはただいまの質問に、当初の指定期間は3年だったが、今回は5年とすべき理由を、運営評価の面から説明していただきたい。

事務局：まず、当初、指定期間を3年数か月としていたのは、平成27年に本施設を小田原駅至近に新設するにあたり、どのような利用状況となるか予想が難しいことから、比較的短期間で様子を見るべきであろう、という考えであった。

ここで、利用状況のデータも把握できたことから、施設の特性に鑑み、5年とするものである。

なお、本施設の中間支援組織としての評価については、市民活動推進委員会という附属機関において、指定管理者からの事業報告を受け意見をいただいているところであるが、自己評価以外に第三者評価も必要と考え、現在実施に向けて検討中である。

委員長：第三者評価の観点から、補足していただけることなどあれば、委員よりお願いしたい。

委員：指定管理者制度は、2003年の法改正により創設されたが、当初は3年の指定期間が一般的であった。その後、今回の中間支援組織の役割を持つ施設などは、5年とすることが多くなってきた。

3年としてしまうと、3年目には次期選定手続きに入らなくてはならないため、実質2年分の運営評価をもとに、各申請者は企画提案を行わなければならなくなる。施設の目的を達成するには、ある程度長期的なスパンで計画を立てる必要があり、今回5年の指定期間とすることは妥当と考える。

もちろん5年と言っても、毎年、年度協定を締結する必要があるので、その都度見直しは可能であるし、市民活動推進委員会においても年に3回程度、指定管理者との意見交換の場を設けている。さらに、施設のコンセプト等に基づく第三者評価を検討しているところである。

3年から5年に拡大したというよりは、本来5年とすべきところ、新規施設であったことから、初回のみ3年としていたという認識である。

委員長：ほかに意見や質問はあるか。

募集形態及び指定期間については、事務局案のとおりとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長：それでは、おだわら市民交流センターの指定候補者選定にあたっては、募集形態は公募とし、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

次に、募集要項の内容について、何か意見や質問はあるか。

委員：現地説明会については、休館日に開催するということがよろしいか。

事務局：そのとおりである。他の利用者がいない状況で、全体を見ていただく。

委員：利用者がいる状況を確認していただいたほうが、実情が分かるのではないか。

事務局：普段の様子については、どなたでも利用可能な施設であるので、必要に応じてそれぞれご確認いただきたいと思いますと考えている。

委員：募集要項10ページの中ほどにある「6イ(エ)市民活動を行うものが実施する事業への資金面の支援」というのが今回の大きな変更点と考えるが、詳細等を「別途協議」としている。質問があった時に、どの程度具体的に回答するのか。

事務局：補助金の事業内容について書面をもって、なるべく詳細に説明したいと考えている。募集要項上、「別途協議」と記載しているのは、現在は市民活動応援補助金の予算額は200万円であるが、今後は指定管理者が寄附金等を募り、さらに増額したり、将来的には、市の負担金を減額したりすることを期待しており、状況に応じて調整が必要になると考えるためである。

- 委員：補助金の審査には、現行どおり市民活動推進委員会委員が参加するということが、指定管理者に当該業務を委ねる意図はどこにあるのか。寄附金を募るということか。
- 事務局：補助金の審査については、当面の間は現行と同様に、市民活動推進委員会の委員に関わっていただくべきと考えている。ただし、様々な事業者のCSR活動等を招き入れ、補助金を拡大していただくにあたっては、大口の寄附者を審査員とすることなども考えられるので、今後の動向により対応を検討したい。
- 委員長：公金が原資のため、透明性、公平性を担保する必要がある、審査には市民活動推進委員会委員が参加していただくこととしている、ということか。
- 事務局：そのとおりである。
なお、指定管理者に補助金事業を担っていただくほかの狙いとしては、より市民活動団体と近い中間支援組織が実施することで、より団体が申請しやすくすること、また他の指定管理事業と併用しての支援が期待できること等である。
- 委員：補助金の申請というと多くの書類を作成しなければならないため、市民活動団体からの問い合わせも多いと思うが、UMECOの職員がそのノウハウをもって書類作成等を支援する、という認識でよろしいか。
- 事務局：そういうこともできると考える。
- 委員：UMECOで書類作成等の支援をするということだと、審査における公平性は担保できるのか、という懸念がある。
- 事務局：受付時にはUMECOから書類作成等の支援が受けられ、審査は市民活動推進委員会委員が参加し、UMECOの職員は入らない。それぞれ独立したものとする想定である。
- 委員：受付と審査は完全に分離するよう、留意していただきたい。
- 委員：「※審査は、小田原市市民活動推進委員会委員が参加する」とあるが、「参加する」という文言が、UMECO職員も入るかもしれないなど、誤解を招く懸念がある。
- 事務局：先にご説明したとおり、「参加する」としているのは、委員以外にも大口の寄附者が審査員となることなどを想定しているためであるので、UMECO職員が審査するといった誤解のないよう、説明してまいりたい。
- 委員長：募集要項4ページの「8（2）指定管理料の算出方法」の中で、「施設の維持管理経費」という表現があるが、10、11ページにもあるような管理運営に係る経費全般を指しているのか不明である。
- 委員：具体的な注釈を入れるという表記方法も考えられる。
- 事務局：4ページの「施設の維持管理経費」については、「施設の管理運営経費」等、適切な文言を検討、修正したい。
- 委員長：それでは、委員長と事務局で調整し、管理運営経費全般を指す文言に修正するということがよろしいか。
(異議なし)
- 委員長：ほかに、意見や質問はあるか。
募集要項については、ただいまの修正1点を反映させた上で、確定としてよろしいか。また、募集は7月2日からであるため、委員長と事務局で修正内容を調整し、委員の皆様には文書で修正結果を報告させていただくということでもよろしいか。
(異議なし)
- 委員長：それでは、「8（2）指定管理料の算出方法」中、「施設の維持管理経費」の文言を委員長と事務局で調整の上修正し、委員の皆様には文書で修正結果を報告させていただいた上で、7月2日から募集を開始するものとする。

■ その他

委員長：その他について、事務局から願います。

(事務局 次のおり説明等を実施)

※今後の会議日程について

第2回委員会 10月12日(金) 午後3時～ 市役所

※次回会議の公開・非公開について

小田原市情報公開条例第24条第2号に基づき非公開とすべき

※事前審査について

申請4件程度を超えた場合は事前審査を実施

※会議録について

事務局において作成し、各委員確認後、市ホームページ等で公開

※報酬について

会議の翌月18日に、指定口座へ振込

委員長：ただいま、事務局より第2回会議を非公開とする提案があった。第2回会議ではプレゼンテーション及び審査を行い、具体的な法人等の技術情報や信用情報に係る内容が取り上げられる可能性があることから、小田原市情報公開条例第24条第2号の「非公開情報について審議、審査、調査等するとき。」に該当するものとして、会議全体を非公開としてよろしいか。

(異議なし)

委員長：それでは、第2回会議は非公開とする。

以上で本日予定されていた議題は全て終了したが、委員の皆様から何かあるか。

委員：先ほど議題(4)で、本施設の入っている建物は市の所有ではないため、所有者と賃貸借契約を結んでいるということであったが、貸借対照表上から意図的にUMECO関連を外しているとみなされる恐れがある。会計処理上の問題はないと考えているが、一般市民に「建物の名義を変えているだけ」等の誤解がないよう、説明には留意していただきたい。

事務局：市と建物所有者は別の組織であること、所有者は採算がとれる見込みをもって小田原駅東口駐車場を建設したことなど、誤解のないようにしてまいりたい。所有者において貸借対照表等を公開しているため、説明は可能であると考えている。

■ 閉会